

(公印省略)

住第139001号

令和8年5月19日

榛東村監査委員 石坂郁夫 }  
榛東村監査委員 新井佐智子 } 様

榛東村長 南 千 晴

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和6年12月10日付け榛監第345001号により報告のあった令和6年度財政援助団体等監査結果報告書及び令和7年12月9日付け榛監第343001号により報告のあった令和7年度随時監査結果報告書の報告に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	①令和6年11月20日 ②令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	①令和5年度 令和5年4月から令和6年3月まで ②令和6年度 令和6年4月から令和7年3月まで		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指摘事項1】</b></p> <p>令和6年度の補助金の額の確定事務において、次のとおり適正さを欠く事項が確認された。</p> <p>ア 補助金の額の確定が、年度を超えて(令和7年5月12日付け)行われていた。</p> <p>イ 補助対象経費に係る領収書等の支払証拠書類を用いて確認することなく、補助事業者から提出された収支決算書(集計表)のみをもって補助金の額の確定が行われていた。</p> <p>ウ 交付要綱において定められている補助対象経費には「福祉車両維持管理費」はないが、補助対象として補助金(31,414円)が支出されていた(令和5年度においては補助対象経費となっていない)。</p> <p>補助金の額の確定は、年度内(3月31日まで)に行われなければならない。</p> <p>会計年度終了後の出納整理期間(当該会計年度の翌年度の4月1日から5月31日まで)は、会計年度終了後の翌年度に、前会計年度末(3月31日)までに確定した債権債務について、現金の未収や未払を整理する期間である。</p> <p>交付規則及びこれに基づく交付要綱の関係規定にのっとりた手続を指導すること。</p> <p>補助金の額の確定に当たっては、証拠書類の確認を行い、交付決定の内容(補助事業変更承認をしたときは、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを適切に審査すること。</p>		<p>交付規則及びこれに基づく交付要綱の関係規定にのっとりた手続を行うよう補助対象者に対する指導監督等を補助事業者に行います。</p> <p>また、補助対象経費に係る領収書等の支払証拠書類を用いて確認を行います。また、交付要綱に補助対象経費等が明確になる書式を規定しました。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	①令和6年11月20日 ②令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	①令和5年度 令和5年4月から令和6年3月まで ②令和5年度から7年度 令和5年4月から令和8年3月まで		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項1】</b></p> <p>榛東村環境美化推進協議会補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）において、補助対象事業の定めはあるが、各事業区分に対する補助対象となる経費が明確に定められていない。また、交付要綱において定められている補助対象事業と榛東村環境美化推進協議会規約（以下「規約」という。）に定められている榛東村環境美化推進協議会（以下「協議会」という。）の行う事業に齟齬がある。</p> <p>交付対象とされている事業のうち、少なくとも「自然環境の保全に関する事業」及び「地球温暖化防止に関する事業」は、規約において協議会が行う事業としての定めはないものと認められる。</p> <p>さらに、交付要綱における「生活環境の健全化に関する事業」が規約第6条のいずれの号に該当する事業なのか不明確であり、また、規約第6条第4号の事業が交付要綱第2条第4号に該当するか否かを判断することができなかった。</p>		<p>令和8年4月1日に榛東村環境美化推進協議会補助金交付要綱を改正し、別表で各事業区分に対する補助対象となる経費を明確に決めました。加えて、事業実施計画書の様式を補助対象事業における収支予算及び補助金額を明記する様式に改正を行いました。また、交付要綱に定められている補助対象事業が環境美化推進協議会規約と一致するよう補助金交付要綱及び協議会規約の改正（文言を削除し、対象外とした。）を行いました。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	①令和6年11月20日 ②令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	①令和5年度 令和5年4月から令和6年3月まで ②令和5年度から7年度 令和5年4月から令和8年3月まで		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項2】</b></p> <p>榛東村環境美化推進協議会補助金交付申請書に添付されている事業計画書及び収支予算書は、協議会の年度計画及び収支予算であり、補助対象事業区分ごとの事業計画及び収支予算を判別することができない。これを補助事業者に対し補正や追加資料の提出を求めることなく交付決定が行われていた。</p>		<p>令和8年4月1日付けで榛東村環境美化推進協議会補助金交付要綱における、別記様式第1号（第4条関係）に添付する別紙「事業実施計画書」で、補助対象事業区分ごとの事業計画及び収支予算を記載できる様式に改正しました。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	①令和6年11月20日 ②令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	①令和4年度・5年度 令和4年4月から令和6年11月まで ②令和6年度 令和6年4月から令和7年11月まで		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項3】</b></p> <p>環美協の補助金交付決定が令和6年7月12日に行われ、同月18日に概算払による支出が決定され、同月31日に交付決定額の全額(50万円)が概算払により交付され、令和7年3月7日に事業費の確定により28,256円が精算還付された。</p> <p>協議会は、令和5年度収支決算で決算剰余金(87万円余)が生じ、その全額が令和6年度に繰り越され、かつ、令和6年度の会費(235万円余)が収入され、概算払が決定された7月18日現在で283万円余の預金残高を有していた。</p> <p>令和6年度の協議会の支出決算総額は2,993,906円で、同日までに395,521円が既に支出済みであり、同日後において支出された金額は2,598,335円であった。結果として、7月18日時点で有していた自主財源で、全額がまかなえたのであり、概算払による支出を行う必要性は希薄であった。</p> <p>そもそも補助金の支払は、補助対象事業の完了後に補助金の額が確定した後が原則であり、補助事業に着手する時点で補助金を必要とする理由を村長が適当と認めたときに概算払できるものである。</p> <p>なお、令和5年度においては、この原則に従い、概算払は行われていなかった。</p>		<p>協議会の預金残高や収支見込みを詳細に確認した上で、財務状況の分析資料を徴取の上確認作業を実施します。</p> <p>また、通常払が原則ではあるが、支出の特定である概算払を行う場合は、村と環美協双方の協議が整った場合に行うこととします。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	令和6年度 令和6年4月から令和7年3月まで		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項4】</b></p> <p>環美協の補助金について、榛東村財務規則別表第2において、「概算払の意思の決定(負担金、補助及び交付金に限る。)」に係る決裁(専決)権者は、100万円未満は副村長、50万円未満は課長とされている。</p> <p>令和6年7月18日に概算払による補助金50万円の支出が決定されているが、正当決裁権者は副村長であるところ、課長専決で処理されていた。</p>		<p>令和6年7月18日付概算払による補助金の専決区分の誤りについては、改善策とともに副村長の決裁を受けました。今後は財務規則等の関係規則を厳格に遵守し、このような事態が二度と生じないよう、決裁時に専決区分の根拠となる規則等を添付の上、適正な事務処理を行うよう改善しました。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	①令和6年11月20日 ②令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	①令和5年度 令和5年4月から令和6年3月まで ②令和6年度 令和6年4月から令和7年3月まで		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項5】</b></p> <p>環美協補助事業実績報告書に添付された収支決算書は、協議会全体の令和6年度収支決算書であり、補助対象事業区分ごとの決算額（補助対象事業費）を判別することができない。これを補助事業者に対し補正や追加資料の提出を求めることなく補助金の額の確定が行われた。</p> <p>添付書類で補助対象事業費を判別することができないことは、交付要綱第7条において定められている様式に不備があることに起因するものである。補助金の額の確定の審査に必要な事項が漏れなく記載されるよう様式を改めること。</p>		<p>令和8年4月1日付けで榛東村環境美化推進協議会補助金交付要綱における、別記様式第4号（第7条関係）に添付する別紙「事業実績報告書」で、補助対象事業区分ごとの事業内容及び収支決算を記載できる様式に改正しました。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	①令和6年11月20日 ②令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	①令和5年度 令和5年4月から令和6年3月まで ②令和6年度・7年度 令和6年4月から令和7年11月まで		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項6】</b></p> <p>指導事項1に記載したとおり、「地球温暖化防止に関する事業」は、協議会の規約において協議会が行う事業としての定めがない。</p>		<p>交付要綱で定められている事業が榛東村環境美化推進協議会規約で定められている事業と一致するよう、補助金交付要綱及び協議会規約を改正（文言を削除し、対象外とした。）しました。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	①令和6年11月20日 ②令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	①令和5年度 令和5年4月から令和6年3月まで ②令和5年度・6年度 令和5年4月から令和7年3月まで		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項7】</b></p> <p>地球温暖化防止等補助金は、「地球温暖化防止及び生活環境の健全化を図ることを目的に実施する村民等を対象とした事業費の一部を補助する(交付要綱第1条)」ため、平成21年度に創設されたもので、榛東村環境美化推進協議会補助金とは異なる補助制度であるところ、環境美化推進協議会補助金として予算が計上され、これを補正することなく執行されていた。</p>		<p>地球温暖化防止等補助金を廃止するとともに、環境美化推進協議会補助金を改正(統合)しました。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	①令和6年11月20日 ②令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	①令和5年度 令和5年4月から令和6年3月まで ②令和6年度・7年度 令和6年4月から令和7年11月まで		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項8】</b></p> <p>令和6年度及び令和7年度の補助金交付申請書に添付されている事業計画書及び収支予算書は、いずれも補助対象事業以外の社会福祉協議会が実施する事業も含まれていて、補助対象となる事業及び経費が不明である。</p> <p>事業計画書及び収支予算書の様式（書式）については交付要綱において特段の定めはなく、また、「その他村長が必要と認める書類」についても明文化されたものはないことから、補助事業者が任意の書式により作成した事業計画書及び収支予算書が交付申請書に添付されている。</p> <p>補助率等は、交付要綱において、補助対象経費の「3分の1」、「2分の1」、「5分の4」、「1時間につき250円」、「全額」と補助対象事業の各対象経費ごとに異なる補助率等がそれぞれ定められているところ、提出された書類では各補助対象事業区分ごとの対象経費を確認することができず、補助金の額を適正に算定することができない。これを補助対象者に対し、事業計画書及び収支予算書の補正や資料の追加提出を求めることなく交付決定が行われていた。</p> <p>交付要綱等において、補助金の交付決定及び額の確定に必要な事項が漏れなく記載されるよう書式（様式）を定める、又は補助事業者に対し書式例を提示する等により、補助対象となる事業及び経費が明らかとなる書類を添付するよう指導し、適切な交付決定事務の執行に努めること。</p>		<p>交付要綱の様式を改め、補助対象経費ごとに補助金の額が算定できる様式を定め、令和8年4月1日付けで施行します。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	①令和6年11月20日 ②令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	①令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日） ②令和6・7年度（令和6年4月1日～令和7年11月9日）		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項9】</b></p> <p>交付要綱第6条第1項の規定に基づき令和6年6月20日付け及び同年11月1日付けで補助事業変更の承認が行われた。いずれの変更承認申請書にも補助金の「変更交付申請額」及び「変更額」の記載しかなく、変更となる補助対象経費の区分及び補助対象事業費の記載がなかった。</p> <p>補助率等は、交付要綱において補助対象経費の「3分の1」、「2分の1」、「5分の4」、「1時間につき250円」、「全額」と補助対象事業の各対象経費ごとに異なる補助率等が定められているところ、提出された書類では各補助対象事業区分ごとの対象経費を確認することができず、補助金の額を適正に算定することができない。これを補助対象者に対し、補正や資料の追加提出を求めることなく変更承認が行われていた。</p> <p>変更承認申請に当たっては、当該変更額が適正なものであるかを確認するために必要となる書類の添付を求めなければならない。</p> <p>交付要綱等において、補助金の変更承認に必要な事項が漏れなく記載されるよう書式（様式）を定める、又は補助対象者に対し書式例を提示する等により補助対象となる事業及び経費が明らかとなる書類を添付するよう指導し、適切な変更承認事務の執行に努めること。</p>		<p>交付要綱において、経費の配分についても変更承認申請書の提出を明記し、補助対象経費の区分及び補助対象事業費が適正に算定できるよう書式を定め、補助事業者に補助対象事業及び経費、補助率が明確になるよう添付書類の提出を求める等、適切な変更承認事務の執行できるよう改善しました。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	①令和6年11月20日 ②令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	①令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日） ②令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項10】</b></p> <p>指導事項9に記載のとおり、令和6年6月20日付け及び同年11月1日付けで補助事業変更の承認が行われているが、変更されたのは、いずれも補助事業の内容ではなく、経費の配分であった。</p> <p>経費の配分の変更の承認については、榛東村補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）第8条第1項第1号に定められているところ、交付要綱にはその定めがない。</p> <p>交付要綱は、交付規則第22条の委任規定に基づき社会福祉事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものである。</p> <p>交付要綱に、経費の配分の変更承認に関する規定を加えること。</p>		<p>榛東村補助金等交付規則第8条第1項第1号に定められている経費の配分の変更の承認について、交付要綱に経費の配分の変更承認に関する規定を定め、令和8年4月1日施行します。</p> <p>改正した交付要綱に定めた別記様式により経費の配分の変更内容が明確になるよう改善しました。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	令和6・7年度（令和6年4月1日～令和7年11月19日）		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項12】</b></p> <p>社会福祉協議会補助金について、令和6年度及び令和7年度とも概算払の意思決定が補助金交付決定の起案と同時になされていた。</p> <p>概算払の意思の決定は、補助金の交付決定後に補助対象者から請求がなされた後に行われるものである。</p> <p>補助金の概算払に当たっては、補助対象者から提出された概算払請求書に添付されている収支予算書等の書類に基づき、概算払を必要とする理由、交付時期及び交付額等を審査し、決定する必要がある。</p>		<p>概算払の意思決定は、補助金交付決定後に補助事業者から書面で請求するよう改善しました。また、収支予算書等に基づき、概算払を必要とする理由、交付時期及び交付額等を精査し、やむを得ない事情であることを確認後、概算払請求書を受理するよう改善しました。</p> <p>概算払請求額については、速やかに改善することとします。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	①令和6年11月20日 ②令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	①令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日） ②令和4～6年度（令和4年4月1日～令和7年3月31日）		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項13】</b></p> <p>ふれあい館指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）においては、指定管理料について次のとおり定められているところ、仕様書に委任されている年度協定においては「指定管理料」ではなく「補てん金」とされている。</p>		<p>令和7年度協定から、仕様書に即するよう「補てん金」から「指定管理料」に変更しました。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	令和4～6年度（令和4年4月1日～令和7年3月31日）		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項14】</b></p> <p>榛東村ふれあい館指定管理者協定(以下「基本協定」という。)第20条第1項において、指定管理者は毎年度村長が指定する期日までに翌年度の管理に関する事業計画書を作成し、村長の確認を受けなければならないとされているところ、年度協定では、基本協定の定めにそぐわず、次のように定められていた。</p> <p>(年度事業計画書)</p> <p>第3条 乙は、<u>各年度の4月10日までに、年度事業計画書を提出し甲の確認を受けなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p>		<p>基本協定に基づき、事業計画書及び収支計画を年度末までに受領の上、年度協定書を締結します。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	①令和6年11月20日 ②令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	①令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日） ②令和6年度（令和6年4月1日～令和7年11月19日）		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項15】</b> （補てん金の支払）</p> <p>第7条 乙の最大営業努力にもかかわらずふれあい館の営業収支が赤字となった場合、甲は、その赤字相当額を補てん金として乙に支払うものとする。</p> <p>2 前項の補てん金は、<u>半期毎の実績に基づき支払うものとする。ただし、乙は、真にやむを得ない事情がある場合は、甲と協議の上、各期の第1月（4月、10月）に6ヶ月分の見込額を概算払により請求することができる。</u></p> <p>年度協定によれば、指定管理料（補てん金）は、半期ごとの実績に基づく支払が原則であるところ、この原則によらず、ただし書（支出時期及び支出の方法の特例）を適用し概算払とする場合には、概算払を必要とする「真にやむを得ない事情」及び指定管理者と村との「協議」が、その請求の要件とされているが、これらを書面で確認することができず、支出の方法の特例を適用した根拠が不明である。</p>		<p>半期ごとの実績に基づく支払が原則であることを確認するとともに、特例である概算払を必要とする場合は「真にやむを得ない事情」を書面で協議し、特例を適用した根拠を明確にするよう改善しました。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	令和7年度（令和7年4月1日～令和7年9月30日）		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項16】</b></p> <p>②指定期間が令和7年4月1日から令和7年9月30日までのもの</p> <p><b>【指導事項16】</b></p> <p>令和7年4月1日に締結された榛東村ふれあい館の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）において、次のとおり適正さを欠く条項が確認された。</p> <p>第19条第1項において、指定管理者は別表2に定める備品を自己の費用により購入又は調達し、指定管理業務の実施のために供するものとする旨を定めているが、別表2は物品分類表であり、指定管理者が自己調達すべき備品の品名、規格等が不明である。</p>		<p>指定管理者が自己調達すべき物品の品名等を年度協定書に明記しました。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	令和7年度（令和7年4月1日～令和7年9月30日）		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項18】</b></p> <p>②指定期間が令和7年4月1日から令和7年9月30日までのもの</p> <p>年度協定第3条第1項において、指定管理者は、4月10日までに年度事業計画書を提出し、村長の確認を受けなければならないと定められているところ、事業計画書が提出されていなかった。</p> <p>指定管理料の概算払に係る支出命令は令和7年4月1日付けで起票されていた。</p> <p>事業計画書の提出を促さなかったこと及びこれを確認することなく、支出を行ったことは適切ではない。</p> <p>さらに、年度協定において「乙は、真にやむを得ない事情がある場合は、甲と協議の上」「概算払により請求することができる」と定められているところ、「真にやむを得ない事情」及び村との「協議」の結果を書面で確認できなかった。</p> <p>指導事項17に記載したとおり、仕様書において、そもそも概算払は認められていない。</p>		<p>基本協定に基づき、事業計画書及び収支計画を年度末までに受領の上、年度協定書を締結します。また、特例である概算払を必要とする場合は「真にやむを得ない事情」を書面で協議し、特例を適用した根拠を明確にするように改善しました。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	令和7～9年度（令和7年10月1日～令和10年3月31日）		
指摘事項		是正改善の状況	
<p>【指導事項22】</p> <p>③指定期間が令和7年10月1日から令和10年3月31日までのもの</p> <p>事業計画を確認することなく、指定管理料の概算払にかかる支出命令が令和7年10月1日付けで起票されていた。</p>		<p>事業計画書及び収支計画を確認した上で、支出命令を起票するように改善しました。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	令和7～9年度（令和7年10月1日～令和10年3月31日）		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項23】</b></p> <p>③指定期間が令和7年10月1日から令和10年3月31日までのもの</p> <p>平成23年度から令和6年度までの過去14年の予算執行状況をみると指定管理料の確定額は、平成23年度を除き、いずれの年度も当初予算額を下回っている。</p> <p>当初予算との差額は、270～1,848万円（当初予算対比：7.3～46.9%）であり、種々の理由があったにせよ、結果として、当初予算計上額が過大に見積もられていたといえる。</p> <p>令和5年度及び令和6年度の収支について当初予算と決算を比較すると収入に関して、いずれの年度も事業収入（入館料）の見積りが過小であった。</p> <p>令和8年度以降においては、当初予算を計上する際に経費の所要額を精査するとともに事業収入を適切に見込み、過不足のない予算額とする必要がある。</p>		<p>当初予算の計上にあたり、査定の際に令和7年度までは、コロナ禍等で事業収入（入館料）の算定が複雑となり、見積もりが過小となってしまうが、令和8年度については事業収入を実績や事業環境の予測等を考慮し過不足がないよう見積りを行い、令和9年度以降についても継続して歳入歳出ともに精度の高い予算見積もりを実施します。</p> <p>また、その他事業経費についても査定において実績や運営状況等を考慮し、所要額を精査し令和8年度当初予算を計上を行いました。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	①令和6年11月20日 ②令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	①令和4～6年度（令和4年4月1日～令和6年11月20日） ②令和4～6年度（令和4年4月1日～令和7年3月31日）		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項25】</b></p> <p>指定管理料の支出の時期は、令和6年4月1日に指定管理者と締結した榛東村学童保育所の指定管理に関する年度協定（以下「6年度協定」という。）において次のように定められている。</p> <p>（指定管理料）</p> <p>第3条</p> <p>2 指定管理料の支払は<u>年2回</u>とし、<u>前期に50%</u>を支払うものとする。</p> <p>3 年間の平均児童数等に応じ、指定管理料基準額表との差額は、<u>年度末に精算するもの</u>とする。</p> <p>6年度協定において「年2回」、「前期に50%を支払う」とされているが、支払の時期については定めがない。</p> <p>4月及び10月に概算払により支出されているが、概算払により支出しなければならない理由が書面で確認できなかった。</p>		<p>年度協定を修正し、指定管理料の支払いは年4回とするとともに支払時期を定め、特例である概算払の必要がある場合は、「真にやむを得ない事情」を書面で協議し特例を適用した根拠を明確にするように改善しました。</p> <p>概算払請求額については、速やかに改善することとします。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	令和7年度（令和7年4月1日～令和7年11月19日）		
指摘事項		是正改善の状況	
<p>【指導事項26】 （指定管理料）</p> <p>第3条</p> <p>2 村長は、事業の完了後に、指定管理料を支払うものとする。</p> <p>3 年間の平均児童数等に応じ、指定管理料基準額表（別表1）との差額は、<u>事業終了後50日以内に精算するものとする。</u></p> <p>6年度協定第3条第3項において「年間の平均児童数等に応じ、指定管理料基準額表（別表1）との差額は、年度末に精算する」と定められていたところ、7年度協定第3条第3項において「年間の平均児童数等に応じ、指定管理料基準額表（別表1）との差額は、事業終了後50日以内に精算する」と定められた。学童保育所の管理期間は、4月1日から翌年の3月31日までであり、7年度協定で改定された「事業終了後50日以内」は、すなわち「3月31日から50日以内」の意となる。指定管理料に過不足が生じた場合においては、支出負担行為を変更する必要がある、これは年度末（3月31日）までに行われなければならない。</p> <p>年度をまたがって精算できるのは、年度をまたぐ旅費のみであるから、これに違背する7年度協定の精算に係る条項は、速やかに改めること。</p> <p>また、7年度協定第3条第2項中「村長」とあるのは、「甲」が正である。</p>		<p>1月末日までに当該年度の収支見込決算書及び事業報告見込書を提出させ、審査を行うこととしました。その結果により、3月31日までに精算を完了するように改善しました。</p> <p>また、字句も修正します。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	①令和6年11月20日 ②令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	①令和4～6年度（令和4年4月1日～令和6年11月20日） ②令和4～7年度（令和4年4月1日～令和7年3月31日）		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項27】</b></p> <p>学童保育所の指定管理料は、月当たりの平均児童数、開所日数、平均開所時間及び休日開所時間等による基準額に定額の処遇改善費等を加算し、決定されている。したがって、年度協定第3条第3項に定められている場合の精算を除き、指定管理者が経費を節減する等により生み出した決算剰余金については、原則として村に返還を求めるものではない（精算を行う必要がない）と思慮されるところ、基本協定等において、決算剰余金の処分方法に関する定めがないことから、事業完了後における精算の要否が不明である。</p> <p>決算剰余金の処分方法について、指定管理者と協議の上、所要事項を基本協定等に明文で定められたい。</p>		<p>年度協定で「決算剰余金の返還は求めないものとする」と定めた。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	令和7年11月19日						
監査対象年度及び期間	令和7年度（令和7年4月1日～令和7年11月19日）								
指摘事項		是正改善の状況							
<p><b>【指導事項28】</b></p> <p>令和7年度における指定管理料の支出の時期及び支出金額（支出の方法）は、次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>令7.4.18</td> <td>20,464,000円（概算払）</td> </tr> <tr> <td>10.20</td> <td><u>26,425,000円（概算払）</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>46,889,000円</u></td> </tr> </table> <p>4月及び10月に概算払により支出されているが、村長が「事業の円滑な遂行を図るため必要があると認め（7年度協定第3条第2項）」た理由を書面で確認することができなかった。</p>		令7.4.18	20,464,000円（概算払）	10.20	<u>26,425,000円（概算払）</u>	合計	<u>46,889,000円</u>	<p>特例である概算払を必要とする場合は、「真にやむを得ない事情」を書面で協議し、書類審査後、適正な理由であった際に請求するよう改善しました。</p>	
令7.4.18	20,464,000円（概算払）								
10.20	<u>26,425,000円（概算払）</u>								
合計	<u>46,889,000円</u>								

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	令和7年度（令和7年4月1日～令和7年11月19日）		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項29】</b></p> <p>令和7年4月1日に締結された榛東村学童保育所の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）第19条第1項において、指定管理者は、毎年度村長が指定する期日までに翌年度の事業計画書を作成し、村長の確認を受けなければならない旨定められているが、仕様書において指定管理期間の初年度の事業計画書に関する定めがない。</p>		<p>基本協定どおり仕様書を改正しました。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	令和7年度（令和7年4月1日～令和7年11月19日）		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項30】</b></p> <p>指定管理者から提出された令和7年度の事業計画書は、令和7年6月6日に受理されていたにもかかわらず、年度協定（令和7年4月1日締結）第2条では「甲及び乙は、業務内容について、基本協定第19条第1項により提出された事業計画書のとおりであることを確認する」とされている。</p>		<p>基本協定第19条第1項により提出される事業計画書は、4月1日に締結される年度協定書で確認されるわけであるから、事業計画書の承認については、当初予算編成時までに提出を求め、確認します。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	令和7年度（令和7年4月1日～令和7年11月19日）		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項31】</b></p> <p>令和7年4月1日に締結された榛東村学童保育所の指定管理に関する年度協定(以下「年度協定」という。)第3条第2項及び第3条第3項は（指導事項26）のとおり、速やかに改めること。</p>		<p>1月末日までに当該年度の収支見込決算書及び事業報告見込書を提出させ、審査を行うこととしました。その結果により、3月31日までに精算を完了するように改善しました。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	令和7年11月19日								
監査対象年度及び期間	令和7年度（令和7年4月1日～令和7年11月19日）										
指摘事項		是正改善の状況									
<p>【指導事項32】</p> <p>令和7年度における指定管理料の支出の時期及び支出金額（支出の方法）は、次のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>支出負担行為額</td> <td>11,769,500 円</td> </tr> <tr> <td>令 7. 7.10</td> <td>4,286,500 円（概算払）</td> </tr> <tr> <td>11.10</td> <td><u>7,483,000 円（概算払）</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>11,769,500 円</u></td> </tr> </table> <p>年度協定第3条第2項ただし書を適用して、指定管理料の全額が2回にわけて支払われているが、村長が「事業の円滑な遂行を図るため必要があると認め」た理由を書面で確認することができなかった。</p>		支出負担行為額	11,769,500 円	令 7. 7.10	4,286,500 円（概算払）	11.10	<u>7,483,000 円（概算払）</u>	合計	<u>11,769,500 円</u>	<p>特例である概算払を必要とする場合は、「真にやむを得ない事情」を書面で協議し、書類審査後、適正な理由であった際に請求するよう改善しました。</p>	
支出負担行為額	11,769,500 円										
令 7. 7.10	4,286,500 円（概算払）										
11.10	<u>7,483,000 円（概算払）</u>										
合計	<u>11,769,500 円</u>										

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	令和7年度（令和7年4月1日～令和7年11月19日）		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項34】</b></p> <p>令和7年4月1日に締結された榛東村学童保育所の管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）第19条第1項において、指定管理者は、毎年度村長が指定する期日までに翌年度の事業計画書を作成し、村長の確認を受けなければならない旨が定められているが、仕様書において指定管理期間の初年度の事業計画書に関する定めがない。</p>		<p>指定管理期間の初年度においても事業計画書の提出を求めるものとするよう仕様書を修正しました。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	令和7年度（令和7年4月1日～令和7年11月19日）		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項35】</b></p> <p>指定管理者が決定してから令和7年4月1日までの間において、指定管理者から令和7年度の事業計画書は提出されていない。</p> <p>指定管理者の公募を行った期間に提出された事業計画書（令和6年12月20日提出）をそのまま流用し、令和7年6月3日の受付印が押印されていた。</p> <p>年度協定（令和7年4月1日締結）第2条では「甲及び乙は、業務内容について、基本協定第19条第1項により提出された事業計画書のとおりであることを確認する」とされている。</p>		<p>指導事項34のとおり、仕様書に条項を加え、初年度においても事業計画書の提出を求め、年度協定締結の際に業務内容を確認するよう改善しました。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	令和7年度（令和7年4月1日～令和7年11月19日）		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項36】</b></p> <p>令和7年4月1日に締結された榛東村学童保育所の指定管理に関する年度協定(以下「年度協定」という。)第3条第2項及び第3条第3項は、前掲（指導事項26）のとおり、速やかに改めること。</p>		<p>1月末日までに当該年度の収支見込決算書及び事業報告見込書を提出させ、審査を行うこととしました。その結果により、3月31日までに精算を完了するように改善しました。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	令和7年度（令和7年4月1日～令和7年11月19日）		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項37】</b></p> <p>指定管理者が決定してから令和7年4月1日までの間において、指定管理者から令和7年度の事業計画書は提出されていない。</p> <p>指定管理者の公募を行った期間において提出された事業計画書（令和6年12月20日提出）をそのまま流用し、令和7年6月3日の受付印が押印されていた。</p> <p>年度協定（令和7年4月1日締結）第2条では「甲及び乙は、業務内容について、基本協定第19条第1項により提出された事業計画書のとおりであることを確認する」とされている。</p>		<p>指導事項34のとおり、仕様書に条項を加え、初年度においても事業計画書の提出を求め、年度協定締結の際に業務内容を確認するよう改善しました。</p>	

監査対象機関名	住民生活課	監査年月日	令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	令和7年度（令和7年4月1日～令和7年11月19日）		
指摘事項		是正改善の状況	
<p><b>【指導事項38】</b></p> <p>令和7年度における指定管理料の支出の時期及び支出金額（支出の方法）は、次のとおりである。</p> <p>支出負担行為額      11,835,000 円</p> <p>令 7. 7.10      2,143,250 円（概算払）</p> <p>     1.30      <u>2,143,250 円（概算払）</u></p> <p>                 <u>合計 4,286,500 円</u></p> <p>年度協定第3条第2項ただし書を適用して、指定管理料（4,286,500 円）が2回にわけて支払われているが、村長が「事業の円滑な遂行を図るため必要があると認め」た理由を書面で確認することができなかった。</p>		<p>特例である概算払を必要とする場合は、「真にやむを得ない事情」を書面で協議し、書類審査後、適正な理由であった際に請求するよう改善しました。</p>	